

令和6年度職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：山元町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.5%
全職員	67.5%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与について、各地方公共団体の条例で定める給与表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	93.2%
本庁係長相当職	81.6%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.7%
31～35年	97.7%
26～30年	84.0%
21～25年	84.8%
16～20年	93.9%
11～15年	95.1%
6～10年	94.2%
1～5年	83.1%

【説明欄】

- ・男性職員の約73%が「任期の定めのない常勤職員」なのに対し、女性職員は約43%が「任期の定めのない常勤職員」となっており、かつ女性職員の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の約89%が給与水準の低い会計年度任用職員となっているため、男女の給与差異が全職員で比較すると大きくなっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、全体的に男女の差異が出ている。

*勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。